特別な支援を必要とする生徒へのよりよい指導・支援のために ~切れ目ない支援体制の構築に向けた中学校・高等学校間の連携について~

愛媛県教育委員会

1 趣旨

特別な支援を必要とする幼児児童生徒については、長期的な視点に立って幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を行うことが重要である。その中で、総務省による「発達障害者支援に関する行政評価・監視の結果に基づく勧告(平成29年1月)」において、進学の際に個別の教育支援計画や個別の指導計画(以下、「個別の教育支援計画等」という。)が引継ぎに活用されていない例があり、特に、中学校から高等学校への引継ぎについては、その割合が低い傾向にあるとの指摘があった。

また、新幼稚園教育要領及び新小・中学校学習指導要領(中学校は平成 29 年 3 月告示、平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで移行期間)総則では、障がいのある幼児児童生徒への指導に当たり、個別の教育支援計画等を作成・活用することに努めることとされており、特に、特別支援学級に在籍する児童生徒や通級による指導を受ける児童生徒については、個別の教育支援計画等を作成・活用することが明文化された。本県では、これまでも特別な支援を必要とする幼児児童生徒への切れ目のない指導・支援の充実に向け、個別の教育支援計画等の作成・活用を促してきたところであるが、中学校と高等学校の間においては、これまで以上に、十分に情報連携を行うことが重要であるとの認識に立ち、その推進に取り組むものである。

2 基本方針

特別な支援を必要とする生徒に関して、進学先での指導・支援の充実を図るため、中学校と高等学校の間において、学校訪問や連絡会等により、生徒の状況等について情報交換をする機会を設ける。これについては、進学先が決定した後、できるだけ早い時期に実施することが望ましい。また、必要に応じてその後も継続して状況の確認を行うなど、各学校は、積極的な情報提供、情報収集に努める。

実施に当たっては、次のことに留意する。

(1) 中学校における留意点

- ① 各学校においては、特別な支援を必要とする生徒に関して、個別の教育支援計画等を作成し活用することに努めるとともに、特別支援学級に在籍する生徒や通級による指導を受ける生徒については、新中学校学習指導要領に基づき、個別の教育支援計画等を作成し、効果的に活用しなければならないこと。
- ② 各学校においては、進学先の高等学校に直接出向くなど、高等学校へ情報提供する機会を設け、個別の教育支援計画等(又はそれに準ずるもの_※)を適切かつ確実 に引き継ぐよう務めること。その際には、本人や保護者に対して、個別の教育支援 計画等の引継ぎの趣旨や目的を丁寧に説明して理解を得、第三者に引き継ぐ旨についても引継ぐ先や内容などの範囲を明確にした上で同意を得ておくこと。

(2) 高等学校における留意点

- ① 各学校においては、中学校に直接出向くなど、中学校から情報収集するための機会を設け、個別の教育支援計画等(又はそれに準ずるもの)を適切に引き継ぐこと。特に、入学者選抜の特別措置を経て入学する生徒については、提供すべき合理的配慮について把握すること。
- ② 各学校においては、中学校又は保護者から引き継がれた個別の教育支援計画等(又はそれに準ずるもの)の情報と、本人・保護者からの聴取内容を基に、新たに個別の教育支援計画等を作成するとともに、関係機関等とも連携し、活用を進めること。これらについては、校内委員会等において、定期的に評価・改善を行うなど、組織的・継続的な取組がなされなければならないことに留意すること。

3 配慮事項

- 校種間の個人情報共有については、生徒の健全育成のため教育上必要なことである が、生徒の利益を不当に侵害しないよう、取扱いには十分配慮すること。
- 個別の教育支援計画等については、記載された個人情報が漏洩したり、紛失したり することのないよう、校内における個人情報の保存・管理を適切に行うこと。

[※] 各市町の教育委員会又は保健福祉部局が作成した特別支援教育に関する「引継ぎシート」を指す。